

皇女総覧(十五) — 源貞姫・源端姫・源盈姫・源神姫・源容姫・源吾姫・源更姫・源聲姫・
源蜜姫・源善姫・源若姫・源長姫・源良姫・源年姫(嵯峨天皇皇女) —

皇女研究会

貞姫

弘仁五年(八一四)五月八日、嵯峨天皇が源朝臣を賜姓した皇子女八人のうち、皇女の中で最年長ゆえ筆頭に記されているのが貞姫である。『新撰姓氏録』によれば翌六年に左京に貫附された時、貞姫の年は六つ、母は布勢氏とあり、そこから逆算すると弘仁元年(八一〇)に生まれたことになる。

『続日本後紀』『日本紀略』では承和八年(八四二)一月十一日に無位から従四位上になっている。このとき貞姫は三十二歳。同じ日に、年下の更姫も従四位上になっている。正月なので女叙位と考えられるが、この時の女叙位は、この二人の姫だけであった。

また『三代実録』『日本紀略』には元慶四年(八八〇)七

月十七日卒とある。逆算すると七十一歳となり、かなり長生きであった。記事には二つとも散事正四位下とある。三十二歳の時の授位から位が上がっていたことが分かる。

散事とは賜姓源氏の皇女の記事によく見られる言葉であるがそれが実際にどのような状態を指すかは、時代や場合によって異なる。散事については、茨木一成氏の「散事考」(注一)や、須田春子氏の『律令制女性史研究』(注二)などの研究があり、それによれば基本的には、現職の仕官者を職事とするのに対し、位階相当の官職を持たない者を散事といい、男性の場合の散官に通じるものがあるという。もともと令に規定された散事とは、采女・女孺など、無位や少初位の下級官人のことであったが、宮人員数が増加され、彼女たちが昇進して高い官位を賜っても、職事官の定数が変わらないので、

高位者ほど職掌のない者が多くなり、後には采女や女孺とは関係なく、後宮諸司の高位の女官であっても、現職にない場合を散事というようになったとされる。

すなわち賜姓源氏の皇女のように、無位から四位に叙せられた場合は、女官としての位はあっても現職についていない場合が多く、これを散事と称していると考えられる。貞姫や更姫はこの最初期のケースであろう。

貞姫と同時に源姓を賜った全姫が、貞観元年(八五九)に従三位となり、翌年尚侍になってからほぼ二十年間、清和・陽成の二代の天皇にわたって尚侍を勤めているのは対照的である(注三)。

賜姓とはもともと皇子女の増加に従い、経済上の理由から行われるようになったのであるが、同時に皇子を臣下にして役職をつけることで、皇親勢力を保つという目的もあった。

全姫の場合は皇子と同じく後宮での役を得たのに比べ、二つ年上の貞姫の場合は、皇親勢力への貢献は特になかったことになる。以後、賜姓皇女はこのような例が殆どになっていく。

貞姫の母の布勢氏は阿倍氏の支流で、推古朝ころに分岐したと見られており、阿倍氏と同じく六く七世紀に大和政権の対外関係を統括した伝統から、史上に名を留めている者には新羅使応接役、新羅使使人、遣唐使など外交で活躍した人が

多い。その中でも持統八年(六九四)に阿倍氏の氏上として朝臣を賜った布勢朝臣御主人(みうし)が、目覚ましい出世をしている。御主人はこれ以後阿倍朝臣を名のるが、一族の他の者はそのまま布勢朝臣を名のっている。御主人は大宝元年(七〇一)三月二十一日に正従二位(注四)となり、同年二十九日に右大臣に任ぜられ、大宝三年(七〇三)に薨じた。六、七世紀には活躍した布勢氏であるが、八世紀になると御主人以降は五位で地方の守や介として任官するものが時々見られるくらいの氏族となった。貞姫の母も名前は分からない。おそらく女官として出仕していて、嵯峨天皇の目にとまったものと思われる。

貞姫の生まれた弘仁元年頃に記録に見える布勢氏は次のような人びとである。

- ・宝亀九年(七七八)に送唐客使となり、天応元年(七八一)に帰国した、布勢朝臣清道。
- ・大同元年(八〇六)山造司となり、同三年に摂津守となつた布勢朝臣尾張麻呂。

女の名前は見当たらない。貞姫の母が宮中にいたとすれば、年代が近いことから尾張麻呂の係累である可能性が考えられ

る。

貞姫が生まれた後の記事には次のような人びとがいる。

- ・弘仁三年（八一二）正六位から従五位下になった布勢朝臣勝成。
- ・弘仁三年（八一二）正七位上から従五位下になり、さらに同年左近衛少将、伊豫介と次々に任官された布勢朝臣全継。弘仁六年には権左少辨になっている。

これらは貞姫の生まれた後の任官なので、貞姫の生母、または生母を宮中に送った人物との関わりが、出世の糸口になった可能性も考えられる。

・嘉祥二年（八四九）、従四位上になった布勢朝臣武藏子。

他では見ない名前である。正月に他の女たちと共に位を賜っているのが、女叙位と考えられる。武藏子は、皇女である貞姫と同じ従四位上になり、同じ日に叙位された皇女源聲姫は従四位下である。これは貞姫が従四位上になった八年後のことだが、布勢氏の中では異例の出世といえる。特別な理由は分からない。

・嘉祥三年（八五〇）従五位下になった布勢朝臣真吉。

他に記事はない。武藏子と真吉も、貞姫の係累ということを出し、その功績により位を授けられたという可能性が考えられる。勝成、全継の場合と同じく確たることは不明である。

貞姫が賜姓されたことから、布勢氏がもはや有力な氏族ではなく、有力な後見人もいなかったと推定される。むしろ嵯峨天皇の皇女貞姫が生まれたことで、布勢氏の人々が叙位されたり任官されたりしている可能性の方が考えられよう。

（大口 敦子）

（注一）「散事考」茨木一成。「續日本紀研究」第6巻

第四号（昭和三十四年四月）掲載。

（注二）『律令制女性史研究』須田春子著 千代田書房（昭和五十二年）

和五十二年）

（注三）「瞿表」第五号（平成九年四月）皇女総覧（七）

嵯峨天皇皇女全姫の項参照。

（注四）大宝元年三月二十一日、新令により、官名位号を

改制した。「正従二位」の「正」は「正冠」を表す。

●史料

※文頭の数字は西暦。〈〉は注。《》内は筆者補注。

【源貞姫】母、布勢氏／最終位、正四位下

源貞姫

『皇代記』群書類従本

815《弘仁六年》六月戊午。皇子源朝臣信。弟弘。常。明。

女貞姫。潔姫。全姫。善姫等八人。右京人従四位下良岑朝臣

安世。従五位下長岡朝臣岡成等従貴附左京。

『日本後紀』『日本紀略』

831《承和八年》正月壬午。授無位源朝臣貞姫。源朝臣更姫並従四位上
『續日本後紀』

880《元慶四年》七月十七日。散事正四位下源朝臣貞姫卒。

嵯峨太上皇之女也。

『三代実録』『日本紀略』

880 源貞姫（正四位下。母布勢氏）

『本朝皇胤紹運録』

女源朝臣貞姫（母布勢氏叙正四位下）

『帝王編年記』

貞姫（正四位下母布勢氏此下十四人賜源姓） 『一代要記』

端姫

『皇代記』（群書類従）『一代要記』『本朝皇胤紹運録』の賜姓源氏の一覧に名前が出ているが、弘仁五年（八一四）の左京貴附の時には名前がない。『一代要記』の割書きには

叙従四位上母

とのみあり、母が誰かという記述が抜け落ちている。『本朝皇胤紹運録』には

従四上。母同貞姫

とあり、賜姓源氏一覽の後ろの方(女子十五名中、十一番目)に名前が記録されているので、貞姫の同母妹と考えられる。

『三代実録』の貞観二年(八六〇)十一月二十六日に、無位から従四位上になったことが出ている。貞姫の叙位より八年の後である。

姉の貞姫が六歳で左京貫附された時に名前がないので、当時はまだ生まれていなかった可能性が高い。生年は分からないが、同母姉妹であることを考えると、年齢が離れているとしても十歳くらいまでの違いであろうと推察される。

同じく『三代実録』の貞観十八年(八七六)九月五日には、

散事従四位上源朝臣端姫卒

とある。姉より四年前に亡くなったことになる。いつ賜姓されたかは分からないが、貞姫と同母なので、いきさつは姉と同じであったと見られる(注一)。

姉である貞姫は従四位上から正四位下になっているが、妹の端姫は従四位上のまま、以後位が上がった記録はない。ほかの賜姓された皇女の記録を見ると、(藤原良房の妻となった潔姫とその妹で尚侍になった全姫を特例とすると)授位された記録のある皇女は、天安二年(八五八)の良姫の授位以

降、全員従四位上である。賜姓皇女を従四位上にするのが良姫以降慣例となったため、妹の端姫も従四位上に叙されたと考えられる。

嵯峨源氏の皇女のうち、布勢氏の母を持つ貞姫・端姫の姉妹と、当麻氏の母を持つ潔姫・全姫の姉妹は互いに年齢も近い。また貞姫は賜姓皇女の中で最年長である。

だが、嵯峨天皇は藤原良房の妻にするのに潔姫を選んだ。当時の当麻氏と布勢氏の間にはさほどの力差はないように見られるので、これは当麻氏の女の方が、より深く寵愛されたためのものであるかも知れない。『三代実録』にも潔姫・全姫の母が幸姫であるとわざわざ記してある(注二)。

潔姫・全姫姉妹は、賜姓されたために、姉の潔姫が良房の妻になり、妹が尚侍となって大きな役割を果たした。だが、年齢も近く、同じように有力ではない氏族の出の母をもった貞姫・端姫姉妹は、二人とも散事の四位として、他に記録も残らない目立たない存在の生涯を送ったのである。

(大日 敦子)

(注一) 親王宣下の場合、弘仁五年(八一四)年の詔では

「同母後産猶復一例」とあり、同母の弟妹の場合、兄弟と同じ親王とする旨が記されている。これか

ら考えると、賜姓の場合も同じと考えられる。

(注二) 「瞿麦」第五号(平成九年四月三十日)皇女総覧

(七) 嵯峨天皇皇女 全姫の項参照。

●史料

※文頭の数字は西暦。()は注。《 》内は筆者補注。

【源端姫】母、布勢氏／最終位、従四位上

端姫。

『皇代記』(群書類従本)

端姫(叙従四位母)

『一代要記』

源端姫(従四上。母同貞姫)

『本朝皇胤紹運録』

800《貞観二年》十一月廿六日壬寅。無位源朝臣端姫。統朝臣敦子並授従四位上。 『三代実録』

876《貞観十八年》九月五日乙卯。散事従四位上源朝臣端姫卒云々。 『三代実録』

盈姫

『皇代記』『一代要記』『本朝皇胤紹運録』の賜姓源氏一覽に盈姫の名が記されている。『一代要記』の割書きには「従四位上 母同融」とあり、『紹運録』には「従四位上 母同融(正四位下大原全子)」と書かれている。

源融が生まれたのは弘仁十三年(八三二)で、それから十一年後の天長十年(八三三)には母の大原全子が従五位下になっており、『続日本後紀』のこの時の記事には「太上天皇幸姫大原真人全子」と記されている。融と盈姫が同母であるとする、おおよそ十歳以上の年齢差のある可能性は低いと考えられ、またわざわざ幸姫と書かれていることから、盈姫が生まれたのは、融の生年と全子の授位の間のことであろうかと推察できる。

大原氏には渡来系の大原史系統と、皇別系の大原真人系列があり、全子は真人の方である。天平十年(七三八)に高安王らが臣籍降下を乞い、翌年には門部王・桜井王・今城王とともに大原真人の氏姓を賜った。宮廷貴族の一族として文献上に散見されるが、さほどに高位高官のものは見当たらない。だが嵯峨天皇の時代に大原真人浄子(清子とも)が、仁子内

親王を生んで従三位になっている。淨子の後見人としては、延暦十八年(七九九)に従四位下の大膳大夫となった美氣(みけ)が見られるくらいで、その後特に有力になった様子はない(注一)。仁子内親王は齋宮に卜定されたが、その関連の記事と墓伝があるばかりである。

全子は淨子の兄弟・真甘の孫にあたる。真甘が従五位下になったのは天長十年(八三三)で、融の生年よりも後のことになるので、全子が嵯峨天皇の目にとまったのは淨子とのつながりによるものと考えられる。

同じ大原氏の女を母としながら、仁子が内親王となり、盈姫が賜姓されたのは、母親の身分の差か、生まれた年代の差によるものであろう。淨子所生の仁子が齋宮に卜定されたのが大同四年(八〇九)で、嵯峨天皇の皇女の中もおそらく最年長の一人であるのに対し、全子所生の融が生まれたのは弘仁十三年で、淳和天皇に讓位する直前、盈姫が生まれたのは淳和天皇の代になってからのことと思われる。仁子と盈姫という名前から見ても、盈姫は生まれた時から賜姓されるように位置づけられていたと考えられる(注二)。ただ、盈姫にとつて幸運だったのは、同母兄の融が大変な出世をしたことだった。

『三代実録』の貞観元年(八五九)十一月二十日の条には、

が中納言になつてのことから見て、貞観元年に盈姫が従四位下になった時点ですである程度の影響を持っていた融が、盈姫を従四位上にするようにはたらいだ可能性もまた考えられるのである。

融の出世は大原氏の中でも異例であるが、これは賜姓された皇子としての立場によるものが大きかつたであろう。他に大原氏に有力になつた人物も見当たらない。ただし、融の生母全子と、同母の盈姫については、融の出世が大きな影響を及ぼしたことは間違いないと思われる。

盈姫の没年は分らない。位も従四位上のまま止まつており、融の異例の出世と、母の全子が後に正五位下になつていふことを考慮すると、早い時期に亡くなつた可能性もあるが、源姓になつた姫であり、同母の融が有力になつたとすれば、特に高位を必要としなかつただけで、実際は平穩無事に長生きした可能性も高い。

盈姫は賜姓皇女の中でも目立つた存在ではなく、長生きした融と同母妹ということで、恵まれた生涯を過ごしたと考えよう。

仁子内親王が齋宮となり、その母の淨子が従三位まで上がつているのに対し、盈姫は従四位上、母の全子は正五位下であった。これも、嵯峨天皇にとつて早期に生まれた皇女と晩

源朝臣全姫を筆頭に女ばかり十九人が叙位されていて盈姫は無位から従四位下になつてゐる。ところが、同じく『三代実録』の翌二年十一月二十日では、盈姫だけが従四位上になつてゐる。しかも記事にはわざわざ

詔改散事従四位下源朝臣盈姫告身。為従四位上。嵯峨太上天皇之女也。

と記されており、何らかの意図があつたと見られる。大原氏にも後宮にも、それに関するようなことは特に見られないので、この盈姫の昇進の理由は不明である。ただ、端姫の項で見たように(注三)、この頃嵯峨源氏の皇女が多くなり、盈姫が従四位下になる前年の天安二年(八五七)には良姫が従四位上になつてゐることから、同じ嵯峨皇女なのに良姫が従四位上、盈姫が従四位下では不公平として盈姫もそろえて従四位上にした可能性は考えられる。また同月二十六日には端姫が同じく従四位上になつてゐる。嵯峨天皇の皇女でも授位された記録のない人もいるので、記事にある通り皇女という理由だけで位が上がつたという確証はないが、この頃に嵯峨源氏の皇女に従四位上を授けることが慣例となつた可能性はある。そして、その五年後の貞観六年(八六四)に、源融

期に生まれた皇女の違いといえよう。年代の差は、大原氏所生の二人の皇女のうち、一人には齋宮として務めをはたしその母が高位に叙せられるという、平安初期の皇女の役割を、後の一人には源姓となり、皇女という名目と兄弟のはたらしきによつて生きるという後代の皇女のあり方の、それぞれ代表的な役割を与えたのである。(大口 敦子)

(注一)「瞿麦」第十号(平成十一年十一月) 皇女総覧

(十二) 嵯峨天皇皇女 仁子内親王の項参照。

(注二)「瞿麦」第五号(平成九年四月) 皇女総覧(七)

嵯峨天皇皇女 全姫の項参照。

(注三) 今号皇女総覧 端姫の項参照。

●史料

※文頭の数字は西暦。〈〉は注。《》内は筆者補注。

【源盈姫】母、大原氏／最終位、従四位上

盈姫。

『皇代記』群書類従本

源盈姫(従四位上。母同融)

『本朝皇胤紹運録』

盈姫(従四位上母同融)

『一代要記』

839《貞観元年》十一月廿日辛未(中略)授正四位下源朝臣下全姫従三位。無位為子女王。憲子女王。異子女王並従四位下。従四位下伴宿祢友子従四位上。無位源朝臣盈姫従四位下。(後略) 『三代実録』

800《貞観二年》十一月廿日丙申 詔改散事従四位下源朝臣下盈姫告身。為従四位上。盈姫。嵯峨太上天皇之女也。 『三代実録』

神姫・容姫・吾姫

いずれも『一代要記』『皇代記』『本朝皇胤紹運録』『皇胤系図』に名前があるばかりで、他の史料には登場しない皇女である。生没年、生母などは不明であり、授位の記録もない。賜姓されたのがいつかも分からない。『皇代記』には容姫で

はなく客姫と記載されているが、他の史料との比較や名前の並び順の位置から見ても、容姫を誤って記録したと考えられる。どの記録にも、神姫と容姫には「母内蔵氏」とあって、吾姫には「母同容姫」と記されており、神姫の母と容姫・吾姫の母は同じ内蔵氏でも別の女だったようである。

賜姓皇女の記載では、常に神姫が容姫・吾姫より先に名前があり、神姫が年長だったと分かる。また容姫・吾姫は布勢氏の女を母とする端姫の前後に名前が記されていることから、同年代の生まれであろうと推定できる。端姫の年齢も定かではないが、弘仁年間後半頃に生まれたと推定されるので(注一)、二人もそれに近い年に生まれた可能性が高い。

内蔵氏は令制前に朝廷で皇室の財物を扱った内蔵の管筆者で、東漢氏と同族である。天武十四年(六八六)に忌寸姓を賜り、後に一部の者が宿禰姓を賜った。

『続日本後紀』承和六年(八三九)七月四日の条には、内蔵宿禰影子・高守の二人が朝臣を賜った記事があり、そこでは後漢靈帝の末裔とされている。ただしそれ以後にも忌寸や宿禰姓のままの者の記事も散見される。

神姫・容姫・吾姫の生きた年代に近い内蔵氏の者の記録は少なく、その内容からも、当時はすでに有力氏族ではなかったことが察せられる。

延暦十六年(七九七)、外従五位下宿禰賀茂麻呂という人が主計助となり、同年大外記に任じられ、二年後の延暦十八年には前遣渤海国使として報告をしている。また弘仁三年(八一二)に忌寸帯足が宿禰を賜り、天長十年(八三三)には従六位上忌寸秀嗣が宿禰を賜っている。

三人の皇女が生まれたと思われる年代に、他に内蔵氏の記事は見られず、彼女たちの母がどのように宮中に上がったか不明である。身分の低い女官として出仕していて、嵯峨天皇の目にとまったのであろうか。いずれにしても、記録がなく、昇進した形跡もないのは、あまり有力な後見人がいなかったことをものがたっている。賜姓された皇女の中でも、当麻氏や布勢氏などの女の所生より更に身分が低いとされていたのであろう。また嵯峨天皇の皇子女のうちでは比較的遅くに生まれたことも授位されなかった理由の一つであると考えられる。

むしろ承和九年(八四二)に、嵯峨天皇が崩御するより三年前に、前述の宿禰高守らが朝臣を賜っているのは、皇女の母となった内蔵氏の女たちの係累のゆえという可能性もある。高守は後に従五位下となり備中介に任じられている。

いずれにしても、当時は宿禰であった内蔵氏の女を母にもつ、目立たない存在の皇女たちである。(大口 敦子)

(注一) 今号皇女総覧 端姫の項参照。

●史料

※文頭の数字は西暦。〈〉は注。《》内は筆者補注。

【源神姫】母、内蔵氏

神姫。

『皇代記』(群書類従本)

神姫(母内蔵氏)

『一代要記』『本朝皇胤紹運録』

【源容姫】母、内蔵氏

容姫(母内蔵氏)

『一代要記』『本朝皇胤紹運録』

【源吾姫】母、内蔵氏

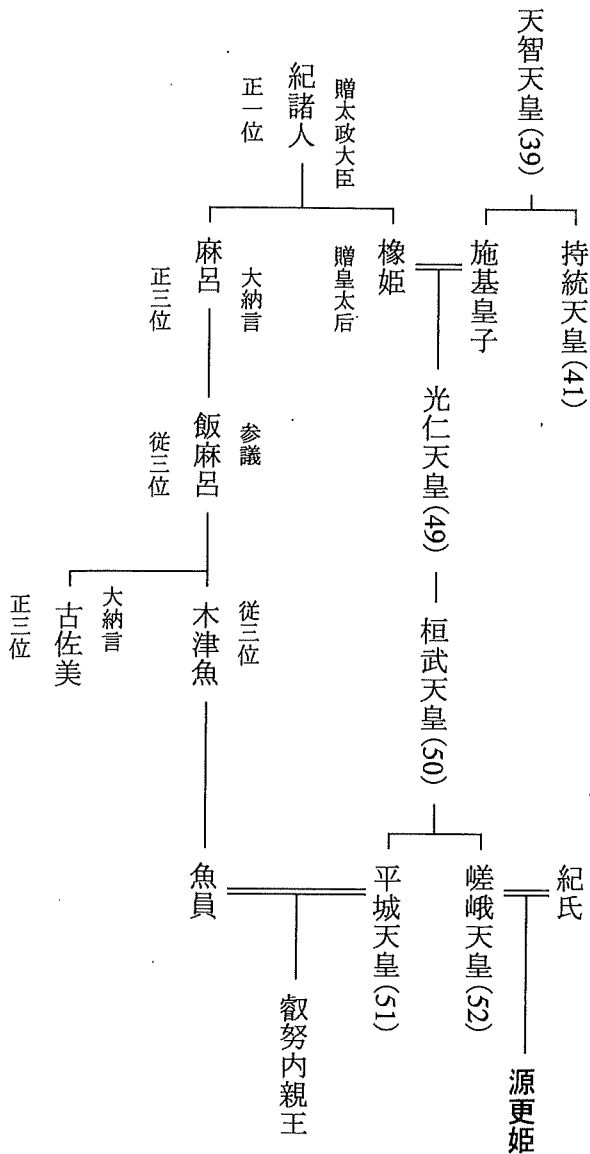
吾姫(母同容姫)

『一代要記』『本朝皇胤紹運録』

源更姫

更姫の母の出自である紀氏は、紀諸人の女・椽姫が施基皇子との間に儲けた白壁皇子が光仁天皇として即位の後、外戚故に優勢となった氏族である。仁明朝の始めまでに数人の公卿を輩出し、紀名虎の代にはその娘・種子を仁明後宮に、静子を文徳後宮に立て続けに入れる勢いを見せた。

静子の儲けた惟喬親王の即位が期待された時期もあったが実現は叶わず、紀氏は政治的には貞観八年（八六六）の応天門の変を機に衰退した。しかし『日本書紀』編纂者の清人、『懐風藻』詩人の麻呂・古麻呂・男入・末茂、『古今和歌集』撰者の貫之・友則、真名序作者の淑望らを輩出するなど、はやくから文筆の家として著名な家柄でもあった。更姫の生母が誰の娘であるかは不明だが、嵯峨天皇の同



○内の数字は即位順

母兄・平城天皇の後宮に叡努内親王の生母・紀魚員がいる

る。魚員の父・紀木津魚は極位が従三位、その兄・古佐美

は大納言にまでなっている。魚員の儲けた皇女が「内親王」、更姫母の儲けた皇女が「源氏」という差はあるが、同父の姉妹でも入内した先が異なれば、その所生の皇子女の扱いが違っても不思議ではない。

(柳澤 理恵子)

これについてはやや後代のことになるが、百濟教俊のふたりの娘・慶命と永慶の例が挙げられる。慶命は嵯峨天皇の後宮に尚侍として仕え、永慶は嵯峨の子息である仁明天皇の後宮に女孺として仕えた。姉妹それぞれ皇子女を儲けたが、慶命の産んだ皇子たちは源氏姓を賜り、永慶の皇女は内親王宜下された。官職位階とも慶命の方が永慶より格段に高位であったから、姉妹の産んだ皇子女たちへの待遇の差異は、仕えた後宮の違いであろう。

この例から考えると、魚員と更姫母とは思いの外に近い関係であった可能性もある。

更姫の記事は『続日本後紀』承和八年(八四二)一月十一日条に叙位について見える。

授无位源朝臣貞姫。源朝臣更姫並従四位上。

更姫の名前は正史に他に見えず、彼女がいつ源氏姓を賜ったかは不明である。だが、叙位が正月になされていることから、これは女叙位と考えられ、更姫は前年の承和七年(八四〇)までに女官の一人として出仕していた可能性も浮上する。

更姫の生没年は不明で、その生涯の詳細も分からないが、紀氏の文芸的雰囲気の中で成長した皇女であることだけは言えよう。

●史料 文頭の数字は西暦、()内は筆者による。

【源更姫】母、紀氏/最終位、従四位上

841(承和八年一月十一日)授无位源朝臣貞姫。源朝臣更姫並従四位上。 『続日本後紀』

源更姫(従四位上。母紀氏) 『本朝皇胤紹運録』

更姫。 『皇代記』群書類従本

更姫(従四位上母紀氏) 『一代要記』

源更姫(母紀氏。従四位上。) 『皇胤系図』続群書類従本

源聲姫

聲姫の母の出自である甘南備氏は、第三十代の敏達天皇(在位五七二〜五八五)の皇子・難波王の四世孫の神前王が「甘南備真人」姓を賜ったことに始まる。皇統であるとはいえ、ときの天皇とは系統が異なる上に時代も大きく下がり、聲姫の母は嵯峨後宮において特に目を引く存在ではなかった。

具体的に聲姫の生母が誰であったのかは不明だが、試みに皇女の外祖父が政界にあつたと思われる延暦年間以降の甘南備氏を正史から拾うと、延暦四年（七八五）正月七日条の継人を筆頭に十数人に上る。授位と任官で占められる彼らの記録の中にあつて、『続日本後紀』承和三年（八三六）四月十八日条に散位従四位下甘南備真人高直についてのみ卒伝が残されている。

散位従四位下甘南備真人高直卒。天淳名倉太玉敷天皇（敏達）之後。六世正五位下清野之第三子也。父清野。自文章生。任大内記。遷大学大充。宝龜年中。遣唐判官。兼播磨大掾。帰朝之日。叙正五位下任備前守。遷兵部少輔武藏介。延暦十三年卒。高直身長六尺二寸。少為文章生。能属文。巧琴書。廿三年任少内記。大同元年歴太宰少監西海道觀察使判官。弘仁之初。頻遷左右近衛將監。六年叙従五位下。累任陸奥上野介。天長三年除常陸守。遭訪探使。縁前司犯。被停釐務。吏民感其徳化。競遣資用。嵯峨太上天皇復垂眷憐。便以莊家物。任其所瀆。至六年。任撰津守。仁明天皇踐祚之初。叙正五位上。尋従四位下。明年居親母喪。殆至滅性。不幾而卒。年六十二。

（太線筆者注）

高直は百九十七センチ近い長身で、琴に巧みであつた。遣

詩文の素養ある女性であつたらう。

（柳澤 理恵子）

●史料 文頭の数字は西暦、（ ）内は筆者による。

【源聲姫】母、甘南備氏／最終位、従四位下

849（嘉祥二年一月八日）是日。授正六位上内蔵朝臣高守従五位下。正六位上耆志公吉野外従五位下。无位源朝臣聲姫従四位下。无位大中臣朝臣東子。布勢朝臣武藏子並従四位上。无位坂上大宿祢定子。田口朝臣美濃子並従五位下。

（『続日本後紀』）

源聲姫（従四位上。母甘南備氏）

（『本朝皇胤紹運録』）

聲姫。

（『皇代記』群書類従本）

源聲姫（母甘南備氏。従四位上。）

（『皇胤系図』続群書類従本）

源蜜姫

蜜姫の母の出自、山田氏は主に文筆記録を担当した渡来系氏族である。河内国交野郡山田郷の地名に基づく氏名であり、当初は「史」姓。後に「連」を経て宝龜元年（七七〇）に「宿祢」姓を賜った。

唐使にも任じられた父・清野の薫陶だろうか、高直も若くして文章生となつてゐる。もつとも勅撰三詩集などにその名が見えないことから、漢詩文の才能は作詩にはなく、官僚としての方面に向いてゐたと思われる。天長三年（八二六）には前司の犯罪に連座したとして常陸守の職務を停止されてしまつたが、高直の徳化に感服した同僚の官吏・国の民は競つて生活を援助したというから、その人柄のほどが忍ばれる。

高直が傑出した人格者故に、嵯峨太上天皇も援助の手を差し伸べたのではあろう。しかしあるいは高直は聲姫に近い人物であつたかとも想像される。高直が聲姫の後見だつたとすれば、その動向は嵯峨の耳にも達し易かつたと考えられるのである。

聲姫の正史における記録は『続日本後紀』嘉祥二年（八四九）一月八日条の

是日。授正六位上内蔵朝臣高守従五位下。正六位上耆志公吉野外従五位下。无位源朝臣聲姫従四位下。无位大中臣朝臣東子。布勢朝臣武藏子並従四位上。无位坂上大宿祢定子。田口朝臣美濃子並従五位下。

という、叙位の記録だけである。正月に、様々な氏族の女性たちと同時に叙位されてゐることから、女官として仕出してゐたと考えられる。高直の周辺で育つたとすれば、漢

蜜姫は『本朝皇胤紹運録』『皇代記』『一代要記』『皇胤系図』に名前が見えるばかりで、正史にその名前を見つけないことは出来ない。蜜姫の生没年、生母などは一切不明である。

蜜姫の同時代の山田氏として、次の二人が挙げられる。

一人は貞観十一年（八六九）に『貞観格』を、その二年後に『貞観式』を奏進した山田宿祢弘宗。もう一人は天長十年（八三三）に「造」姓から「宿祢」姓を賜り、仁寿三年（八五三）に従五位上で卒去した山田宿祢古嗣。この二人と蜜姫の母との間柄は不明だが、あるいは彼らが係累であつたものだろうか。

ちなみに『本朝皇胤紹運録』は皇女の名を「蜜」姫、それ以外の資料は「密」姫としている。「蜜」の字が「密」として伝わつたものであろう。

（柳澤 理恵子）

●史料 文頭の数字は西暦、（ ）内は筆者による。

【源蜜姫】母、山田氏

源蜜姫（母山田氏）（『本朝皇胤紹運録』）

蜜姫。（『皇代記』群書類従本）

源蜜姫（母山田氏）（『一代要記』）

源蜜姫（母山田氏）（『皇胤系図』続群書類従本）

善姫・若姫・長姫

嵯峨天皇の皇女で賜姓されたものは各史料で多少の名前の異同がみられる。左記の表をみていただきたい。

『本朝皇胤紹運録』	『皇代記』	『帝王編年記』	『一代要記』
貞姫 従四位上	貞姫	貞姫	貞姫
潔姫 正三位	潔姫	潔姫	潔姫
全姫 正二位	全姫	全姫	全姫
善姫		長姫	若姫
更姫 従四位上	更姫	更姫	更姫
若姫			
神姫	神姫		
盈姫 従四位上	盈姫		
声姫	声姫		
容姫	客姫		
端姫 従四位上	端姫		
吾姫 従四位上	吾姫		
蜜姫	密姫		
良姫 従四位上	良姫		
年姫 従四位上	年姫		

※位は最終位。

(参考)

善 長

若 長

この項で取り上げる、善姫・若姫・長姫はこの一覧から考えると、同一人物の可能性もある。その理由として、第一に、若姫は『本朝皇胤紹運録』では「善姫」と「若姫」の双方が記載されているが、「若姫」のみ他の姫たちと異なって、なんの注釈もつけられていない。第二に、『一代要記』では「若姫」は、全姫と更姫の間に記載されており、その位置は『本朝皇胤紹運録』の善姫の位置と同じである。そして、「母百濟氏」となっている。史料の成立は『一代要記』の方が古い。第三に『新撰姓氏録』左京皇別上では源信から源善姫まで、八人が弘仁五年五月八日に左京一条一坊に貫されたことが書かれているが、全姫の次の名が「善姫」となっている。以上三点から「善姫」が誤写等の理由によって段階を経て「若姫」となったのではないかという疑いが生じるのである。

次に、「長姫」との関係であるが、「長姫」の名は『皇代記』にしかかかれていない。その位置は「全姫」と「更姫」の間である。「善」と「長」のくずし字は形が似ていなくもない(上図参考参照)。という二点があげられる。

いずれにしても、「若姫」と「長姫」は史料に名前のみ記載されているので、別人としても、「嵯峨皇女」の一人であり、「賜姓された」ことしかわからない。

さて、では善姫についてみると、『新撰姓氏録』の記述から、生母は百濟氏、弘仁四年(八一三)に誕生したことがわかる。

佐伯有清氏は『新撰姓氏録の研究』(注一)で、「善姫の母の百濟氏の名は不詳。『日本後紀』弘仁六年正月庚辰条に「従八位下百濟宿禰四千子。……外従五位下」とみえる四千子が同一人か」と記されている。この日は嵯峨天皇皇女、仁子内親王の生母である大原浄子が従四位下から正五位下へ叙位されており、そのことと、従八位下から従五位下へ一気にあがったことを考え併せて、佐伯氏は四千子を考えられたのである。可能性は非常に大きいと思われる(注二)。百濟氏は俊哲女貴命が嵯峨後宮にあつて、基良親王・忠良親王・基子内親王を産み、また教俊女(俊哲の孫)慶命が源定を生んでいる。四千子が百濟氏の系図の奈辺に位置するのは不明であるが、善姫の生母として史料に名が記載されていないということは百濟氏の一族としてもかなり傍系になると思われる。

(一文字 昭子)

(注一)『新撰姓氏録の研究 考證篇第一』二八六頁・昭和五十六年刊・吉川弘文館。

(注二)善姫の生母については百濟慶命とする考え方もある。

そして、源定・鎮と同母とするが、『本朝皇胤紹運録』では同母の源融と盈姫の場合は、盈姫の項に「母同融」と書かれている。善姫の場合はたんに「母百濟氏」となっている。ちなみに『本朝皇胤紹運録』では源定は「母百濟氏」、源鎮は本文に母に関する記事はない。また、『一代要記』では源定は「母百濟氏尚侍従二位慶命」とあるが、源鎮、若姫(善姫の名はない)は「母百濟氏」とのみ書かれている。付け加えるなら、『一代要記』も源勤・盈姫は「母同融」という書き方になっている。

●史料

文頭の数字は西暦。〈〉は割注。≪≫内は筆者補注。

若姫

若姫(母百濟氏)

『一代要記』

若姫

『本朝皇胤紹運録』

長姫

長姫

『皇代記』(群書類従本)

善姫[母、百濟氏《百濟四千子か》]

善姫(母百濟氏)

『本朝皇胤紹運録』

814 源朝臣。源朝臣信。年は六。(腹は広井氏)。(中略) 妹源朝臣善姫。年は二。(腹は百濟氏)信等八人は、是れ今上の親王なり。而して弘仁五年五月八日の勅に依り姓を賜ひ、左京一条一坊に貫す。即ち信を以て戸主と為す。

『新撰姓氏録』

815 《弘仁六年六月》戊午。皇子源朝臣信。弟弘。常。明。女貞姫。潔姫。全姫。善姫等八人。右京人從四位下良岑朝臣安世。從五位下長岡朝臣岡成等貫附左京。

『日本後紀』『日本紀略』

良姫・年姫

『本朝皇胤紹運録』の一番末尾に、名前とともに位が記されている。どちらも「從四位上」である。生母の名は不明である。從つて後見も不明ということになる。まず、良姫については

天安二年(八五八)十一月七日条

今日叙位。是日。進文徳女御從三位藤原朝臣古子階加從

一位。无位源朝臣良姫從四位上。禮了還宮。賜飲群臣。

賜録。『三代実録』『日本紀略』

元慶八年(八八四)二月二十二日条

從四位上源朝臣良姫卒 『三代実録』『日本紀略』

以上の二つの記事が国史に見られる。最初の記事、天安二年十一月七日は清和天皇が九歳で即位したまさにその当日であった。良姫と共に叙位された古子は藤原冬嗣女で清和天皇からみると、大叔母にあたる(次頁、略系図参照)。清和天皇の生母良房女明子は即位の詔によって「皇太夫人」となっている(注一)。古子の叙位から類推して良姫の叙位が即位の

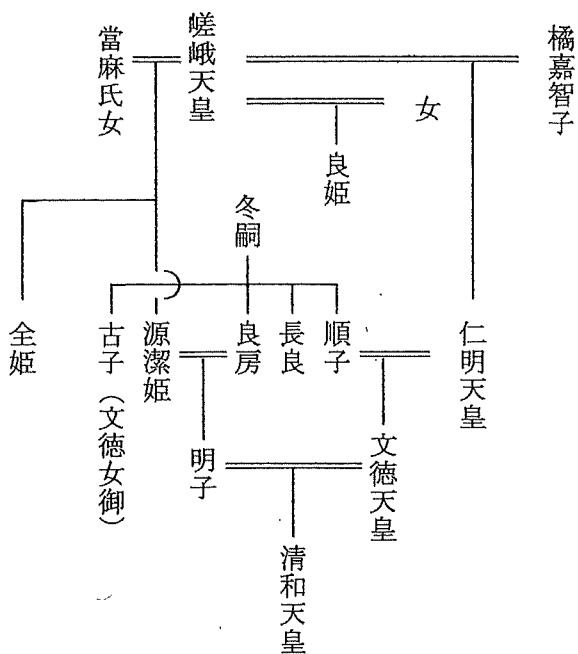
当日に行われたもつとも妥当な理由としては、単に清和天皇

の父方の大叔母という繋がりでは不足というのであれば、清和天皇の母方からも親族という可能性―例えば良姫の母が、清和の母方の曾祖母(潔姫生母)と同族の當麻氏の出であるなど―も推測されるが、それならば潔姫や全姫のように「母は當麻氏」との記述が残ってもよさそうなものである。もし、この推測が妥当だとして、記録が残らなかった理由としては

良姫が潔姫・全姫のように有力な臣下に嫁いだり、後宮にあつて重きをなしたのでもないためと考えられる。ただし、皇女の賜姓が、皇親勢力を後宮内に保つという意図があつたとすれば、良姫が清和の乳母の一人、あるいは明子の侍女として後宮にあつた可能性も残る。いずれにせよ、史料が残っていない以上、推測の域を出ることはない。

さて、良姫は初めて叙位されてから二十六年を経て、同じ位のまま亡くなった。源全姫が斉衡二年(八五五)に從四位下から正四位下となつた記事からはじまり、從三位(八六〇年)、正三位から從二位(八七一)、正二位(八七九)と上がつていったのとは対照的であつた。

〔略系図〕



一方、年姫に関する国史の記事は次の通りである。

貞観五年（八六三）正月八日条

授左衛門大尉正六位上藤原朝臣宗枝從五位下。從五位上橋朝臣氏子。无位源朝臣年姫。統朝臣尚子等並從四位上。從五位上田口朝臣館子。從五位下藤原朝臣敦子。並正五位下。无位藤原朝臣好子從五位上。良岑朝臣寛子。藤原朝臣普子。賀茂朝臣貞子。清科朝臣普子等並從五位下。小槻山公廣宅。角山公成子並外從五位下。『三代実録』

貞観十六年（八七四）九月六日条

散事從四位上源朝臣年姫卒云々。

『三代実録』『日本紀略』

年姫も良姫と同様に初叙は「從四位上」である。そしてまた同じ位のまま亡くなった。卒伝に「散事」とある。この「散事」については前項貞姫の項にあるので、ここでは詳しく述べない。

ただし、理由は定かではないが、薨奏の記録のない内親王がいるなかで、源氏でありながらその卒去が残っているのは後宮の中にあつて、「嵯峨源氏」という意識された存在であったからであろうか。

良姫と年姫の年齢については、『本朝皇胤紹運録』の最後

に記されていることなどを考えると、嵯峨天皇最晩年の出生

ではないかと思われる。嵯峨天皇は承和九年（八四二）に五十七歳で崩御しているので、翌年の承和十年（八四三）までが誕生の限界である。しかし、『本朝皇胤紹運録』の記載は生母の身分による序列が入っているため、同一の母の場合は長幼がまず間違いないと思われるが、この場合はあまり信憑性が高くはない。そうはいっても、「源氏」という格式のある姓を与えられ、「從四位上」でもあるので、生母の出自がわかっている山田・内蔵といった氏族に劣るとも考えにくい。

今一つの考え方としては初叙の年月日からの推定である。

全姫が「從四位下」から「正四位下」になったのが四十四歳の時であるので、初叙当時、四十歳程であつたと考えると、良姫は八一八年頃（嵯峨天皇三十三歳）、年姫は八二三年頃（嵯峨天皇三十八歳）の出生ということになる。ただし、全姫は源氏の姫たちの中では特異な存在であり、参考にすべきではないかもしれない。しかし、他に手がかりがないために敢えて、考えてみた。この両者の間には三十年程の開きがあり、年齢の推定というにはあまりに長いが一つの目安として記してみた。

（一文字昭子）

（注一）「朕親母藤原氏平皇太夫人爾上奉利治奉流」とある。

『国史大辞典』（吉川弘文館）『平安時代史事典』（角

川書店）などには「從一位」「皇太夫人」とある。

年姫「最終位、從四位上」

源年姫（從四上）

『本朝皇胤紹運録』

年姫（母氏未詳貞観十六年九月卒）

『一代要記』

●史料

文頭の数字は西暦。〈〉は割注。《》内は筆者補注。

良姫「最終位、從四位上」

源良姫（從四上）

『本朝皇胤紹運録』

良姫（從四位上母氏未詳）

『一代要記』

858 《天安二年十一月七日》今日叙位。是日。進文徳女御

從三位藤原朝臣古子階加從一位。无位源朝臣良姫從四位上。

禮了環宮。賜飲群臣。賜録。

『三代実録』『日本紀略』

884 《元慶八年二月二十二日》從四位上源朝臣良姫卒

『三代実録』『日本紀略』

874 《貞観十六年九月六日》散事從四位上源朝臣年姫卒云々。

『三代実録』『日本紀略』